

## 燃焼システム用次世代 CAE コンソーシアム運営会則

### **第1章 総則**

(名称)

**第1条** 本コンソーシアムの名称は、燃焼システム用次世代 CAE コンソーシアムとする。

(英文名: Consortium for Next Generation Combustion System CAE、略称:CNGC)

(設置)

**第2条** 本コンソーシアムは、今後の発展が見込まれる研究分野について、大学、研究機関等と連携して発展させ、かつ産業界との連携により産業応用までを見据えることにより、世界における当該分野の中核となることを目指すコンソーシアムとして、国立研究開発法人理化学研究所(以下「理研」という)の「产学研官連携に係るコンソーシアム設置規程」(平成 27 年 9 月 17 日規程第 89 号)に基づき、理研の科技ハブ産連本部に設置する。

(目的)

**第3条** 本コンソーシアムは、燃焼を扱う様々なシステムの設計や最適操作条件の選定を支援するためのツールとしての CAE の信頼性、有用性の検証、およびその「富岳」等の高性能コンピュータを利用した高精度化、高速化について検討を行う。また、学術界と産業界の緊密な議論および情報交換を促することで、次世代の燃焼システムのものづくりのフレームワークを产学研連携して構築し、その迅速な実用化を目指す。

(事業)

**第4条** 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という)を行う。  
一、燃焼システム用 CAE ソフトウェア・システムのプロトタイプシステム選定、検証、課題抽出、次世代に向けた提言。  
二、意見交換、研究交流の機会提供。  
三、その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事項。

### **第2章 会員**

(会員及び会員の種類)

**第5条** 本コンソーシアムは、第 3 条の目的に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、次条第 1 項に基づき入会を承認された産業会員及び大学・国立研究機関等会員(以下「会員」という)で組織する。  
一、産業会員は企業及び一般財団法人とする。  
二、大学・国立研究機関等会員は、大学及び国立研究機関等とする。

(会員の入退会等)

**第6条** 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書(「別紙様式第 1」、以下「申込書」という)を会長に提出するものとし、運営委員会が第 9 条に定める総会に議題として提出し、総会において入会を議決するものとする。  
2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出するものとし、運営委員会が第 9 条に定める総会に議題として提出し、総会において退会を議決するものとする。ただし、会費の未納又は不足の場合には、完納するまで退会できないものとする。  
3 会員は、本条第 1 項で提出した申込書の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の内容を反映した申込書を会長あてに提出するものとする。

- 4 会員が、第5条に該当しなくなった場合、本会則の履行に関し不正又は不当な行為があった場合、別途定める規程に掲げる不適格事項に該当した場合、その他本コンソーシアムの会員としてふさわしくない行為や状態が生じた場合、除名できるものとする。

(会員の権利及び義務)

**第7条** 会員は次の各号の権利を有する。

- 一、会員は、本事業に参加する権利を有する。
  - 二、産業会員は、総会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は1とする。
  - 三、大学・国立研究機関等会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。ただし、理研は、総会に参加し、議決権を有する。なお、議決権は1とする。
- 2 会員は、以下の義務を負う。
- 一、会員は、本会則、本会則に基づき別途定められる規程、第21条に定める補則および総会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するために協力するものとする。
  - 二、第14条に定める会費を負担する。
  - 三、本事業及び総会等への参加費用については、会員自らがこれを負担する。

**第3章** 役員

(役員)

**第8条** 本コンソーシアムには、役員として、次に掲げる会長、副会長及び幹事を置く。

- 一、会長1名 理研の身分を有する者の中から、理研の理事長が指名する。
  - 二、副会長若干名 理研の理事長が指名又は理研外部の者に委嘱する。
  - 三、幹事若干名 会長が指名する。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長及び幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

**第4章** 総会

(総会)

**第9条** 総会は、会員をもって構成し、原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。ただし第1回総会は設立総会とし、入会申込者の入会承認と、入会が承認された会員が本会則を承認することをもって本コンソーシアムの設立とする。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
- 一、事業計画、収支予算について
  - 二、事業報告、収支決算について
  - 三、会員の入退会等について
  - 四、第14条に定める会費について
  - 五、第11条に定めるワーキンググループの設置について
  - 六、その他重要事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は、議長の議決するところによる。
- 5 議決権を行使する者は、入会申込者又はこれに代わって指名された者であつて事務局に届け出がなされた者とする。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 7 別に定めるメール審議によって、総会の議決とすることができます。

## 第5章 組織

(運営委員会)

### 第10条 本コンソーシアムの運営を円滑かつ効率的に進めるために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。

(ワーキンググループ)

### 第11条 本事業を推進するため、本コンソーシアムに、一部又は全ての会員から構成されるワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループを設置しようとする会員は、ワーキンググループの名称、代表者の候補者名、ワーキンググループの活動内容及び設置理由、その他必要な事項を会長に文書で申請するものとする。
- 3 ワーキンググループで発生する費用は、ワーキンググループに参加する会員で協議して負担するものとする。
- 4 ワーキンググループの代表者は、ワーキンググループでの秘密情報及び知的財産を適切に管理するものとする。
- 5 会長が、ワーキンググループに活動報告を求めた場合は、ワーキンググループの代表者は適切に報告するものとする。

(事務局)

### 第12条 本コンソーシアムの事務局は、理研の科技ハブ産連本部及び計算科学研究推進室に置く。

- 2 事務局は、理研に所属する職員が務めることとする。

## 第6章 会計

(会計年度)

### 第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は、本コンソーシアムの設立日から当該年度の3月31日までとする。

(会費)

### 第14条 本コンソーシアムの運営に要する経費(ワーキンググループの活動に要する費用は除く)は会員からの会費をもって充てる。

- 2 前項の会費は次に定める額とする。  
一、産業会員 年額 10万円
- 3 第6条第2項による会員の退会の他、いかなる場合においても既に支払われた会費は返還されない。

(予算及び決算)

### 第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。
- 3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

## 第7章 秘密情報

(情報の取扱い)

**第16条** 本事業において、一部の会員に秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される全ての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示する場合の取扱いについては、別途規程を定める。

## 第8章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

**第17条** 本事業において、会員が開示提供する知的財産権および新たに取得した知的財産権の取扱いについては、別途規程を定める。

## 第9章 その他

(解散)

**第18条** 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、本コンソーシアムの運営が困難となった場合等に、総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃)

**第19条** 本会則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(設置期間)

**第20条** 本コンソーシアムの設置期間は、設立総会において本会則が承認された日から 2027 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、必要とされる期間（年単位）を延長し、以後も同様とする。

(補則)

**第21条** 本会則の定めるものの他、本コンソーシアムの運営に必要な事項は、総会の議決を経て別に定めることができる。

(協議)

**第22条** 本会則の解釈等、本コンソーシアムの運営方法に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

## 附則

本会則は、2018 年 5 月 18 日から施行する。

**附則** (2020 年 9 月 24 日改正)

本会則は、2020 年 9 月 24 日から施行する。

**附則** (2023 年 10 月 20 日改正)

本会則は、2023 年 10 月 20 日から施行する。